

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第10号

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年聖籠町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第31条第2項及び第56条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第68条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第75条第1項中「指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、」の次に「当該」を加える。

第79条第1項中「当該指定認知症対応型通所介護事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の」を削る。

第81条を次のように改める。

（地域との連携等）

第81条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、

運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第82条第2項に次の1号を加える。

(6) 第81条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第91条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第109条第1項中「地域住民の代表者、」の次に「指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する」を加える。

第114条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第135条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第157条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。